

基 発 第 9 5 2 号

平成13年11月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の
意見書料等の一部改定について

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等については、平成8年7月24日付け基発第479号（以下「通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、行政事件訴訟等の対応の必要性等にかんがみ、通達の一部を下記のとおり改め、平成14年1月4日以降に意見書等を依頼したものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 通達記の2の(1)について

記の2の(1)のロ中「行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として証言する医師等が、事前の打合せ等において行政に協力した場合、」を削り、「場合等が」を「場合等も」に、「該当する」を「含まれる」に改め、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次の一号を加える。

ハ 裁判所に医学等の証人として出廷することを求めた場合（行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として裁判所への出廷を依頼した場合がこれに該当する。）。

2 通達別表2について

別表2を別紙のとおり改める。

(別紙)

別表 2

都道府県労働局長が意見等を求めた場合

依頼者	支給要件	金 額	支出科目		備 考
			(項)	(目)	
都道府県 労働局長	本通達中 2-(1)-イ事案	20,000 円 ～ 50,000 円	業務取扱費	諸謝金	事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること。 ただし、支給額の範囲で対応できない場合は、本省と協議の上、額を決定すること。
	本通達中 2-(1)-ロ事案	20,000 円 ～ 300,000 円			
	本通達中 2-(1)-ハ事案	20,000 円 ～ 200,000 円			
	本通達中 2-(1)-ニの内 個人に求めた場合	20,000 円 ～ 50,000 円			
	本通達中 2-(1)-ニの内 団体に求めた場合	50,000 円 ～ 200,000 円			構成する団体の規模、協力の度合等を十分勘案して決定すること。
	本通達中 2-(1)-ホ事案	3,000 円 ～ 10,000 円			事案の内容の度合等により決定すること。

(参考)

通達新旧対照表

平成8年7月24日付け基発第479号

「労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について」

改正後	現行
2 都道府県労働局長（以下「局長」という。）が労災補償行政に関し協力を求めた場合について (1) 支出要件 次に掲げる局長が労災補償行政に関し協力を求めた場合に支出できるものとする。 イ (略) ロ 行政事件訴訟又は不服申立てに関し、医師、弁護士、その他の専門家に意見、鑑定等を求めた場合（行政事件訴訟又は不服申立てに関し、法律解釈、訴訟技術等について弁護士等の意見を求めた場合等もこれに含まれる。）。 <u>ハ 裁判所に医学等の証人として出廷することを求めた場合（行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として裁判所への出廷を依頼した場合がこれに該当する。）。</u> 三 (略) ホ (略)	2 都道府県労働局長（以下「局長」という。）が労災補償行政に関し協力を求めた場合について (1) 支出要件 次に掲げる局長が労災補償行政に関し協力を求めた場合に支出できるものとする。 イ (略) ロ 行政事件訴訟又は不服申立てに関し、医師、弁護士、その他の専門家に意見、鑑定等を求めた場合（<u>行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として証言する医師等が、事前の打合せ等において行政に協力した場合、行政事件訴訟又は不服申立てに関し、法律解釈、訴訟技術等について弁護士等の意見を求めた場合等がこれに該当する。）。</u> ハ (略) 三 (略)

改正後

別表 2

都道府県労働局長が意見等を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
都道府県労働局長	本通達中 2-(1)-イ 事案	20,000 円 ～ 50,000 円	業務取扱費	諸謝金	事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること。 ただし、支給額の範囲で対応できない場合は、本省と協議の上、額を決定すること。
	本通達中 2-(1)-ロ 事案	20,000 円 ～ 300,000 円			
	本通達中 2-(1)-ハ 事案	20,000 円 ～ 200,000 円			
	本通達中 2-(1)-ニ の内 個人に求めた場合	20,000 円 ～ 50,000 円			構成する団体の規模、協力の度合等を十分勘案して決定すること。 事案の内容の度合等により決定すること。
	本通達中 2-(1)-ニ の内 団体に求めた場合	50,000 円 ～ 200,000 円			
	本通達中 2-(1)-ホ 事案	3,000 円 ～ 10,000 円			

現行

別表 2

都道府県労働局長が意見等を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
都道府県労働局長	本通達中 2-(1)-イ 事案	20,000 円 ～ 50,000 円	業務取扱費	諸謝金	事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること。 同上、ただし、支給額の範囲で対応できない場合は、本省と協議の上、額を決定すること。
	本通達中 2-(1)-ロ 事案	20,000 円 ～ 100,000 円			
	本通達中 2-(1)-ハ の内 個人に求めた場合	20,000 円 ～ 50,000 円			事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること。 構成する団体の規模、協力の度合等を十分勘案して決定すること。 事案の内容の度合等により決定すること。
	本通達中 2-(1)-ハ の内 団体に求めた場合	50,000 円 ～ 200,000 円			
	本通達中 2-(1)-ニ 事案	3,000 円 ～ 10,000 円			